

。防衛省令第一号

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十三年二月一日

防衛大臣 北澤 俊美

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令を廃止する省令

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令（平成二十二年防衛省令第十五号）は、廃止する。

附 則

この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。